審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回松阪市上下水道事業経営等検討会
2. 開催日時	令和5年10月31日(火) 午後2時~午後4時20分
3. 開催場所	松阪市役所 5階 特別会議室
4. 出席者氏名	(委員) ◎ 齊藤由里恵、○ 別府孝文、岩尾絹恵、中村久仁子、山本勝之(◎委員長 ○副委員長) (事務局) 上下水道事業管理者 前崎高志 上下水道部次長 塩野直弘 上下水道総務課長 森川照章 会計担当主幹 山口栄一朗 会計担当主幹兼会計係長 野間真一 料金担当主幹兼料金係長 鈴木亘 総務係長 東克俊 会計係主任 波瀬拓 下水道建設課長 宇田寛之 下水道建設課長 宇田寛之 下水道建設課長補佐兼計画係長 渡邊吉基 (経営戦略策定業務支援) 株式会社ぎょうせい東海支社白木里枝、松浦弘樹、公認会計士丸 地弘泰、エスティコンサルティング株式会社黒須孝雄(リモート)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1名(内、報道関係1社)
7. 担 当	松阪市上下水道部上下水道総務課会計係 電 話 0598-53-4373 FAX 0598-53-4319 e-mail jyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp

[・]議事については別紙のとおり

第1回松阪市上下水道事業経営等検討会 議事録

日時:令和5年10月31日(火)14時00分から16時20分

開催場所:松阪市役所 5階 特別会議室

出席者 委 員:齊藤委員、別府委員、岩尾委員、中村委員、山本委員

事務局:上下水道事業管理者 前﨑高志、上下水道部次長 塩野直弘

上下水道総務課長 森川照章、会計担当主幹 山口栄一朗

会計担当主幹兼会計係長 野間真一、料金担当主幹兼料金係長 鈴木亘

総務係長 東克俊、会計係主任 波瀬拓

下水道建設課長 宇田寛之、下水道建設課長補佐兼計画係長 渡邊吉基 経営戦略策定業務支援:株式会社ぎょうせい東海支社白木里枝、松浦弘樹

> 公認会計士丸地弘泰、エスティコンサルティング株式会 社黒須孝雄(リモート)

事項:1. 委嘱状の交付

- 2. 上下水道事業管理者挨拶
- 3. 検討会の趣旨説明
- 4. 委員長・副委員長の選出
- 5. 協議事項
- (1)公共下水道事業の現状と見込み
- (2) 課題および今後の検討事項について
- 6. その他

協議事項は以下のとおり

【委員長】

ここからは私の方で進行を務めさせていただきます。事項書に沿って進めさせていただきます。まず、協議事項(1)公共下水道事業の現状と見込みについてです。事務局から説明お願いいたします。

【事務局】

まず当日配布資料について、説明させていただきます。

A3で印刷してある地図ですが、現在の下水道を整備予定の場所と令和4年度末現在の整備が終わった場所です。下水道の整備についての地図になっていますが、松阪市全体からすると一部分の地図になっています。色が塗られていない場所は、下水道の整備を予定

していない場所です。網掛けの部分が現在、下水道が使用できる場所で、それ以外の黄色 で塗られた部分が、今後整備を行っていく予定の場所です。

棒グラフの資料は県内自治体及び類似自治体と比較したものです。こちらの数値は令和 3年度決算のものを採用しています。県内自治体の資料では、左から4番目が松阪市、類 似自治体の資料では、右から3番目が松阪市となっています。

1ページ目は、1ヶ月の平均的な使用料についてです。県内自治体、類似自治体ともに、平均値が2,900円前後であり、松阪市は平均値を下回っております。

2ページ目は、使用料単価についてです。使用料単価とは使用した水量1㎡あたりの使用料収入で、国から示されている使用料単価の最低基準は150円/㎡となっています。 県内自治体、類似自治体ともに、平均値が156円前後で、松阪市は平均値を上回っています。

3ページ目は、汚水処理原価についてで、有収水量1㎡あたりの汚水を処理する費用です。市によって汚水処理施設の数や下水道管の長さが違うため、ばらつきが多くなっています。県内自治体と比較して類似自治体の平均値が3円ほど高くなっていますが、松阪市はどちらの平均値も上回っています。

4ページ目は経費回収率についてで、汚水の処理にかかる経費を使用者から徴収した料金収入でどの程度賄えているかを示しています。下水道経営は、汚水処理費の全てを使用料によって賄うことが基本原則とされており、100%以上になることが望ましいとされています。類似自治体と比較して県内自治体のほうが平均値は1%ほど高く、松阪市はどちらの平均値も上回っています。

5ページ目は有収率についてで、処理場で処理した汚水の量のうち、使用者が使用した水量の割合です。有収率は100%が上限で高いほど良いとされています。早い段階から下水道の整備が始まった自治体は古い下水道管が多く、雨水や地下水の入り込みがあるようです。県内自治体と比較して類似自治体のほうが5%ほど高く、松阪市はどちらの平均値も上回っています。

6ページ目は、経常収支比率についてで、経常収益と経常費用の比率を表したものであり、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかの指標です。経常収支比率は100%以上であることが求められています。県内自治体と比較して類似自治体のほうが5%ほど高く、松阪市はどちらの平均値も下回っています。

7ページ目は水洗化率についてで、下水道を使用できる地区に住んでいる人のうち、実際に下水道に接続している人の割合を表しています。早い段階から整備を始めても、水洗化率が100%になるのは難しいようです。類似自治体と比較して県内自治体のほうが6%ほど高く、松阪市はどちらの平均値も下回っています。仮に松阪市の接続率を県内自治体平均値まで上げた場合、使用料収入が1億7千万円ほど増加することになります。

以上で当日配布資料の説明を終わらせていただいて、次に資料3の説明をさせていただきます。今回の検討会でご意見をいただく経営戦略や下水道事業についての全般的な説明

をさせていただきます。

水道事業、下水道事業は共に人口減少や施設の老朽化に対する対応等、今後安定的に事業を継続していくことが難しい状況になっています。そのため、独立採算で経営を行っていくために必要な中長期的にバランスの取れた収支の経営計画を作成する必要があります。

策定の基本的な考え方を説明します。現状と課題から将来を見通し、できるだけ長期の 推計を行うことです。これまでに、総務省から通知が何度か出され、令和4年の通知では 令和7年度までに見直しが必要ということで、今回経営戦略の見直しを行います。

今ある整備計画や改築計画をもとに投資計画を立て、経営の効率化等を行った結果を反映し、収支がバランスするように計画を策定します。今回作成した投資財政計画については後程説明いたします。

下水道事業の概要について説明します。下水道の役割には大きく分けて二つあります。 私たちが汚した水をきれいにする事と、雨水等を川や海に速やかに流して洪水を防ぐ事です。水害防除は都市内に降った雪や雨水を集めて川や海へ適切に排除することにより浸水から街を守ります。公衆衛生の向上はトイレの水洗化や汚れた水が流れるドブがなくなることにより、清潔で快適な生活環境を確保します。

公共用水域の水質保全はお風呂やトイレ等で使用した汚れた水をきれいにしてから放流することで川や海などの水質を守っています。

排水施設とは地中に埋まった汚れた水の流れる下水管や雨水を流すための側溝です。処理施設とは松阪市は所有していませんが、汚れた水をきれいにする施設です。補完施設とは汚れた水や雨水を送るためのポンプ場になります。

松阪市と多気町、津市の旧白山町、旧一志町から集められた汚れた水をきれいな水に処理して松阪港に戻している松阪浄化センターアクアパーク松阪という施設があり、この施設は高須町にあり三重県が管理しています。三重県が管理している下水道の処理施設は、四日市市、桑名市、東員町、いなべ市、菰野町、朝日町、川越町、亀山市を管轄している北勢沿岸流域下水道に北部浄化センター、南部浄化センター、松阪市、津市、多気町を管轄している中勢沿岸流域下水道に志登茂川浄化センター、雲出川左岸浄化センター、松阪浄化センター、伊勢市、玉城町、明和町を管轄している宮川流域下水道に宮川浄化センターがあります。

汚れた水をきれいにする下水道にはいろいろな種類があります。松阪市が実際に行っているのが公共下水道、農業集落排水施設、公共浄化槽です。それぞれ、国の所管が異なっておりますが、いずれも汚水処理を行っていますので上下水道部で事業を行っています。

公共下水道は主に人が多く住む市街化地域を、農業集落排水施設は旧嬉野町の須賀・川 北地区と旧松阪市の小野地区、高木地区を、公共浄化槽は旧飯南町、旧飯高町で事業を行っています。これらを行っていない地域では、それぞれ個人で汲み取りトイレや単独浄化 槽、合併浄化槽で汚水処理を行っています。 下水道には合流式と分流式があり、東京都23区や政令指定都市等の古くから下水道を整備してきた地域では汚水と雨水を同じ下水道管で流す合流式下水道になっています。なお 松阪市では分流式下水道を採用しております。

ここからは全体計画、事業計画からの今後の見込みについて説明させていただきますが、その前に平成29年3月に策定しました松阪市公共下水道事業経営戦略での投資財政計画の見込みと決算額に、どの程度差があったかを見ていきたいと思います。

企業債残高についてですが、借入額を返済額よりも抑えている関係上、残高は右肩下が りとなっており、決算額は経営戦略の見込みとほぼ同水準で減少しています。

松阪市役所と松阪市上下水道部は別々の組織となっており、松阪市の一般会計からの繰入金については、借入金の返済額が増加していることもあり右肩上がりとなっていますが、決算額は見込みよりも下回っております。

主に工事費と委託料等からなる建設改良費については、各年度の見込と比較して決算額が少ない年度もありますが、概ね計画通りで進んでおります。

料金収入についてですが、平成30年度の決算額は10月から隔月検針が始まった影響で、1か月分料金収入にずれが生じたことにより大きく下がっています。令和元年、2年と見込通りに進んでいましたが、令和3年4年の料金収入の決算額は見込みよりも下がってしまいました。

収益的収入とは1年間の収入のことで営業収益である料金収入と営業外収益である他会 計補助金が主なものになっております。企業債の借入や工事等に係る補助金は含まれてい ません。決算額は、見込みよりも大幅に上がっていますが、平成30年度から、基準で決 まっている繰入金の計算方法が国からの要請で変更になりそれに伴って繰入金が増加した ことが原因となっております。

【委員長】

ただいま、資料3の15ページまで事務局からご説明をいただいたかと思います。冒頭に参考資料のご説明もいただきましたので、参考資料そして資料3の15ページまでで皆様ご質問等ございましたら、挙手にてお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

料金について、松阪市は上水道の量をもとに下水道の料金を決めていると思いますが他 市の状況はどうでしょうか。他市の下水道の料金は何を基準にしているのでしょうか。

【事務局】

下水道では汚水量を測るメーターというのは物理的に取り付けることは不可能ではないのですが、経費等もかかることになりますので、水道の使用量を基に汚水の使用量として判断しています。

【委員】

全国的にそういう方法をとっているのでしょうか。

【事務局】

そうです。井戸水を使用されている場合は、水道の使用量と汚水の量が一致しない場合 もあり個人負担で私設メーターを取り付ける場合もあります。

【委員】

資料3の14ページ、平成30年度、料金収入が見込みよりも決算が下がっているが、 先ほどの説明では隔月検針が始まった影響とあったが、こんなに差は出ないのでは。

【事務局】

先ほどの説明の中では、平成30年度に料金徴収を毎月から隔月に変更させていただいていて、その時の調整のようなかたちで、少し下がっているというのがこの平成30年度の数字でございます。その後は2ヶ月ごとの請求を続けさせていただいていますが、令和3年度からは、コロナ等の関係もあり、水道使用量が非常に減っていった状況もあり、下水道使用量もそれに伴い減少している傾向はございます。

【委員】

令和3年度、4年度の減少は集計方法が変わったことでの影響は関係ないということで すね。

【事務局】

そうです。

【委員長】

他はいかがでしょうか。

【委員】

14ページですが、年度をまたぐものであれば、その前年度が減っていたら、翌年度が増えてもいいのかなと思うのですが、このグラフを見ると全体的に徴収の金額が下がっているということですよね。

【事務局】

平成30年度は10月から毎月検針から隔月検針に変わったので、奇数月と偶数月、そ

れぞれエリアを分けてやっています。年度の終わりは3月なので3月の検針で終わるのですが、偶数月の検針については、2月で終わってしまうので、この30年度だけは、この偶数月の検針の方の3月分が、平成30年度に入らないことになり、翌年度からは外れないことになります。

【委員】

未収金とかではなく、実収ベースということですね。本来、3月で徴収できないものを 未収金という形で計上すると思いますが、その1ヶ月分がなくなったという理解でいいの ですか。

【事務局】

偶数月検針の方の検針が4月になり、3月、4月という形になりますので、そうなりま す。

【委員長】

企業債残高が令和元年、令和2年と減っていますが、令和2年は、13ページの建設改良費も減っています。例えば工事等が予定通りにいかなかったことで起債をせず残高が見込みよりも減っているというような理解でしょうか。コロナ等は関係あるのでしょうか。

料金についても、令和2年は見込みよりも決算の方が増えていますが、令和3年4年は、決算額が減っています。この令和2年の増加はコロナの巣ごもり需要でプラスになっていると見ることはできますが、見込みよりも本来、大きく減少するが、巣ごもり需要により増加した結果になったと見ていいのでしょうか。だから令和3年、令和4年は、見込みと実績とが、かなり差があるということは見込みが甘かったのか、もしくは見込みよりも大幅に減少した要因があるのか、どのように解釈すればいいのかをお伺いさせてください。

【事務局】

令和2年度はコロナが、ちょうど始まった頃で緊急事態宣言もあり、巣ごもり需要という全国的に水の需要がすごく上がり、令和2年度は収益が上がっています。

本来であれば、人口減少が以前からも続いており、そろそろ収入が伸び悩んでくる予測でした。令和3年度4年度は活動が元に戻ったため、本来の排水量になり収入も減りました。

また工事については、コロナによる影響で繰越事業が多くなりました。工事が終わらないと企業債も借りられないことから、そのような要因で借入が少なくなったと思います。

【委員長】

わかりました。料金収入の見込みと決算の差というのをどう考えるかが今後すごく重要で、そこにギャップが生じていることは、何かが見込みと違う。コロナは予想できなかったことで、それにより需要が増えたが、別の要因で減少していることをどう解釈するかがすごく重要だと思います。どのように解釈し、それらを見越し、学びにして次に繋げるか、その辺りを分析していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

【委員】

15ページで、収益的収入が見込みに比べて決算額が大きくなっているところで、繰入 金の基準変更に伴って増加というご説明があったと思うのですが、12ページの繰入金と 説明のあった繰入金とは別のものと考えてよろしいですか

【事務局】

同じです。繰入金は、企業会計の収益的収入と資本的収入にわかれるのですが、平成3 0年度には、収益的収入へ振り分ける金額が増えて、逆に資本的収入の方が減っており、 総額は変わっていません。

【委員】

繰入金全体で見ると見込みに比べ決算が少なく、収益的収入が何故大きいのかと思った のですが、資本的収入の部分で振り分けの問題というのは理解しました。

【委員】

14ページと15ページで料金収入と収益的収入の見込みがどちらもずっと右肩上がりになっています。これは下水管を布設して排水量が増えることにより、料金収入が増えると。このようにずっと上がっているのは、危険かと思います。

【事務局】

平成28年度に作成した経営戦略では、整備がまだまだ拡大しておりますので、整備が 拡大することによって収入が増えるというような形で見込みをたてておりました。その当 時は今ほど人口減少がなかった状況でしたので、整備をすれば収入が伸びていくだろうと いう見込みでおりました。

【委員長】

それでは、16ページからご説明いただいて、またご質問いただければと思いますので 説明の方よろしくお願いいたします。

【事務局】

ここからは、現在の事業計画で行った今後の予想の説明を行います。令和3年度末の下 水道普及率は全国が80.6%に対して松阪市では60.4%と低くなっています。

事業計画に基づく公共下水道の整備率は、令和4年度末の実績64%から、令和15年度には80%となる計画です。令和29年度にすべての整備が完了予定で、それまでの工事費と委託料の合計は1,100億円程度になると予想されています。

次のページをお願いします。処理区域内人口とは、下水道処理が開始された地域に住んでいる人口のことです。松阪市の人口は減少傾向にありますが、整備率の上昇により処理 区域内人口は増加していくと予想しています。

次のページをお願いします。整備率の上昇に伴い、一時的に水洗化率は下がりますが、 水洗化人口は増加する見込みです。ただ下水道を使うことが可能になった地域でも、みな さまがすぐに下水道につなげるとは限りません。

次のページをお願いします。コロナ禍による生活様式の変化により、排水量にも大きな変動があり、節水機器の導入による排水量の減少傾向から、変化しております。将来予測値は、直近の一人一日当たり排水量298ℓを基に試算しました。

次のページをお願いします。順調にいけば、水洗化人口の増加に伴い、下水道使用料の 収入は増加する見込みとなります。

次のページをお願いします。令和29年度までに整備完了の事業計画を基に今後の建設 改良費を試算したものです。令和8年度までは整備予定箇所が決まっていますが、令和9 年度以降は、令和29年度に整備を完了するために必要な整備面積で試算を行っていま す。

次のページをお願いします。企業債の元金償還金は徐々に減少し、令和9年度には起債額が元金償還金より大きくなり、企業債残高は増加に転じます。下水道の借入は財務省や地方公共団体が関与している政府系金融機関から行っており、低利で借りることができますが、返済期間に融通が利かないため、当初の返済額を変更することが難しくなっています。

次のページをお願いします。一般会計からの繰入金は徐々に減っていき、令和12年には基準外繰入金がなくなります。基準内繰入金のみになりますが、令和12年から再び金額が増加していきます。

次のページをお願いします。整備事業等による建設改良費の投資に伴い、減価償却費は徐々に増加となります。減価償却費は営業費用になるため、増加することで、営業利益や経常利益の減少になります。

次のページをお願いします。経費回収率は松阪浄化センターの維持管理負担金の単価が 上がる令和6年から100%を切りますが徐々に上がっていく予定です。

次のページをお願いします。ここからが今の整備計画に基づいて作成した公共下水道事業の投資財政計画になります。こちらの資料には出ておりませんが、令和15年までの現金残高は増加傾向になっており、既存の計画で作成しました今回の投資・財政計画はバラ

ンスの取れたものになっておりました。以上で、公共下水道事業の現状と見込みについて の説明を終わります。

【委員長】

ありがとうございます。皆様からご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

21ページの建設改良費の見込みについて、教えて欲しいことがあるのですが、大きい道を掘って下水道管を入れているのはよく見ているので、目に見えてわかるのですが、この雨水を流す施設というのはどういうものですか。

【事務局】

下水道事業は、資料の5ページにあるように汚水と雨水があり、汚水は生活排水の処理をしており、雨水については、川や海に流しており、建設部で事業をしています。雨水計画に基づいて市内のエリアをわけて、下水道事業で大きな水路に変えていく整備を行っています。

【委員】

21ページで、雨水の金額を計上しているが、どのように整備しているのかがわからない。街中で雨水の改修をしているのを見たことがないが、どういうところでやっているのですか。

【事務局】

道路側溝がメインで建設部が整備しています。雨水に関しては、道路側溝のような水路では無くて、大きな断面の道路の下にある暗渠や大きなボックスカルバート等を整備していくという方針になっています。基本的には市内のポンプ場で、浸水エリアの水を川に吐き出すということで、市内には6ヶ所の下水道事業が管理しているポンプ場があります。この辺りで進めているのは宮町や大口町等のポンプ場です。基本的には、そこに引き込む水路、導水路といった大きな水路を上流まで整備し、それに繋ぎ込んでいく水路の整備を順次進めています。

【委員】

小さな子供たちが遊んでいるような川は、そのままということですね。

【事務局】

そうです。

【委員長】

16ページで普及率が全国平均よりも下回っているという話でしたが、全国的には下水の概成ということで、整備もある程度終わっているような団体が多く、今も整備を進めているのは、例えば人口が増加している等の団体がメインだと思います。全国的な流れとしてはそのような感覚でいいのでしょうか。

【事務局】

下水道の整備を進めていくにあたって、汚水の工事につきましても、市の予算だけでなく補助事業を絡めたうえでいろいろと進めております。その中でそのすべてを予算要求するだけではなく、100%のうち何%カットになってということもあり、当初考えている計画が徐々に遅れていくことがございます。整備を行い供用が開始されて初めて使用料で賄えることになるのですが、面の整備ができても、浄化槽を使われている家や、新築の家とかで繋ぎこみをしていただけないということもあります。3年ぐらいかけて、PRもしているのですが、すぐには繋ぎこんでいただけなく、接続率は年によって変わってきます。

【委員長】

その辺りは理解しています。16ページで、整備を今後も進めていく計画があり、整備率を令和15年までに80%を目指すとあるのですが、先ほどご説明いただいたように、現状の64%というと、全国平均と比べると低いといった説明がありました。その低いというのをどのように考えるのかということで、計画を非常に幅広くやっており整備が追いついていないため低いので今後も80%を目指すのか、もしくは計画を変更することがありうるのか。全国的には、整備率が高くなっている団体は計画に対して整備を進めていき、計画を変更していく中で整備率を高めている、すなわち概成したという状況が多いとみうけられます。今も整備を続けている団体は人口がある程度増加しているとか、他市から流入するといった地域があったりするので、その中で、松阪市としてはどういうところを目指していかないといけないのか、これから検討していくのか、他と比べてみて、どのような状況にあるか、どう理解、解釈した方がいいのかという質問です。

【事務局】

松阪市の場合は公共下水道事業に着手したのが平成からで全国的にも後発であった中で、まず下水道整備を全体的にこれだけは進めていくという計画をもとに事業を行っているのですが、現在の体制の関係とか、補助金の関係とかが変わってくる可能性もあります。人口も減少していく中で、過去の計画のままでいいのかというのも、やはり見直して

いかないといけないという思いがあります。そういうことも含めて今回のこのような検討委員の皆様の中で、今後の整備方針も含めて、いろいろと考えていかないといけないという状態です。現在の整備計画に基づいて、整備は進めていますが、将来的な見通しというのは考えていかなければなりません。

【委員長】

整備率が64%というのは、下水道の供用開始、着手が後発的であったことが、大きな理由ということですね。

【事務局】

はい、そうです。

【委員長】

そういう状況の中で、今後どうしていくべきなのかを考えていくということですね。ありがとうございます。

【委員】

整備率というのは、この地区へ下水道を引くという、それが完成した率なのか、下水道 管が通り各家庭から繋がった率なのかどっちでしょうか。

【事務局】

整備率というのは、下水道が使える地域になったということです。

【委員】

そうすると整備率が100%になったとしても、繋げてもらえなかったら料金で回収することにならない。接続率が低いので、今後どのように下水道管が整備された地域で繋がっていない家にどうお願いして繋げてもらえるのか。松阪市は100%下水道を整備しましたと言っても、家庭に繋がっていなかったら、大きな管が通っているだけで、そこからどれだけ使用料になるのか、その辺りはどうなのでしょう。

【事務局】

当日配布資料で、黄色の部分が今後整備する部分で、赤の網掛け部分が整備した部分となります。水洗化の率のお話かと思いますが、それにつきましては18ページにあるように現在で言うと79.3%です。それが下水道の使えるエリアについて、皆さんが繋いでいただいた割合になります。

【委員】

あと20%程度はまだ繋げてもらっていないということですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

それが繋げてもらえたら大きいですね。

【事務局】

はい。

【委員】

結構、不公平感を言う人が多い。私は市の言う通りにやり、お金を払っているのに、あの家はまだくみ取りをしていると、下水道料金を払っていないという声があります。くみ取りをしている人もお金を払っているのでそう変わらないとは思うのですが、やっぱり繋がなかったらよかったという声も聞こえてきます。

【委員長】

他はいかがでしょうか。

【委員】

基本的なことですが先ほどの整備率っていうのは、面積と考えてよろしいのでしょうか。

【事務局】

そういうことです。

【委員】

この黄色い部分はこれから将来に向けてやっていく場所で、網掛けは整備した場所ということですね。

【事務局】

黄色の部分が、下水道の計画している場所で、網掛けが完成した場所です。黄色の部分 につきましては順次整備を進めさせていただいています。

【委員】

白色の箇所は、下水道は行きませんよということで納得してもらっているということで すか。

【事務局】

はいそうです。

【委員】

うちの地域の自治会にも説明に来てもらっているが、大体納得してもらった上で下水道 は来なくてもいいという話になっています。

【委員長】

下水道は、用語も難しいので、解説も見ながら資料を見ていただき、疑問点等がありましたら事務局の方までよろしくお願いいたします。

【委員長】

続きまして、事項書(2)の課題及び今後の検討事項についてご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

資料4の課題及び今後の検討事項についてご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。松阪市の下水道事業は、全体計画面積3,632.9h a、全体計画人口111,300人となっています。令和4年度末までに約1,127億 円を使い、2,132.3haの面積を整備し、処理区域内人口は96,656人となり ました。今回の投資・財政計画では、残っている地域1,500.6haを整備し、1 4,644人が公共下水道を使用できるようになるために、1,100億円かかります が、収支のバランスはとれる結果となりました。令和29年度の使用料収入は約17億円 で、令和5年度予算から約2億5千万円増加します。それに対して令和29年度の繰入金 は、約34億4千万円と令和5年度予算から約11億7千万円増加します。

この計画で進めていく上には何点か問題点がありますので、それについてこれから説明させていただきます。

3ページ目をご覧ください。先ほど見ていただいた資料は、現在の整備予定面積に合わせた建設改良費の推移で作成した投資財政計画ですが、何点か修正が必要な個所がございます。平成30年から令和4年までの工事費と委託料の合計額を平均しますと、年間26億円弱となりますが、令和9年度からの見込額は年間46億円を超えており、現在の1.7倍程度と現在の人員では工事等を進めていくことが困難な金額となっています。そのた

め、工事費と委託料の合計が26億円弱となるように整備を進めていく必要がありそうです。

4ページ目をご覧ください。松阪市では借金を増やさないということで、借入額を返済 額以下に抑える方針を取っていますが、令和9年度から借入額と返済額が逆転しており、 借入残高が増えていきます。この借入額は、工事費等のために借入するもので、返済額以 上とならないようにする必要があります。例えば工事費に充てる借入の金額を減額させた り、工事費自体も減少させたりする必要があるかもしれません。

5ページ目をご覧ください。雨水工事費と汚水工事費の内訳ですが、雨水工事費は3億円程度と汚水工事費の1/10程度となっております。最近は気候変動の影響により雨の降り方が局地化、集中化して、多くの浸水被害が発生しています。これについては早急に対策を行うため、雨水工事を充実させて実施することで、市内の浸水箇所の減少や改善を考えております。先ほどのページで、工事費等の合計年間26億円程度で進めていく予定と説明させていただきましたが、雨水対策の費用もこの中で実施していく必要があり、雨水工事費を増加させようとすると、その分汚水工事費が減少することになります。

6ページ目をご覧ください。上下水道部は松阪市の一般会計から多額の繰入金をもらっていますが、繰入金の縮減を求められています。この繰入金には基準内繰入と基準外繰入があります。基準内繰入は毎年国から基準が示されており、その基準に基づいて計算することになります。基準外繰入はそれ以外のものになり、いわば赤字補てんといったものになります。令和12年には基準外繰入をなくすことが可能になりますが、基準内繰入だけになったにもかかわらず繰入金が増えていきます。この基準内繰入は汚水整備を進めていく限り理論上増えていくもので、一般会計の状況によっては基準内繰入を全額繰り入れできなくなることも考えられます。

課題および今後の検討事項については以上となります。これらの課題、検討事項につきまして、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。資料3の説明の中では、今後の計画や投資財政計画についても 説明がありましたが、今ある計画を投資財政計画に落としても、投資財政計画上はうまく いく状況ではありますが、整備計画を実施するにあたっての工事費等を算出していくと、 実施していく人員等が不足すること、また工事費等が1.7倍程度の大きさになることを ご説明いただきました。

さらにもう一つ、返済よりも借入が上回らないように行ってきたものが、この整備計画 を実施しようと思うと、上回る結果になっていくことがあるので、どのように考えていく べきかを問題提起いただきました。

そして、雨水対策で、雨水の整備に関しまして、使用料等を使うわけではございませんが、整備を進めるにあたって人員等が必要になるので、そこから考えるとそれなりのバラ

ンスがとれた形でしか実施できないという問題があります。

その中で、どのように検討をしていくのか、今日は方向性という問題提起を私たちが共 有させていただければよろしかったでしょうか。それとも、どのようにすべきかまで、検 討が必要でしょうか。

【事務局】

意見を交わしていただいて、問題提起を聞かせていただければと思います。

【委員長】

わかりました。事務局から問題提起が出されていますので、そこに関しまして皆様のご 意見などをお伺いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。ご質問、ご意見 ともにお伺いさせていただきます。

【委員】

5ページで教えていただきたいのですが、工事費と委託料が1.7倍になっている中、 雨水工事の工事費はずっと横ばいで、汚水工事については、最初はカーブがきついのです が、その後はゆるやかに上昇し、工事費増加が見込まれている中で、雨水工事については ずっと横ばいというのは、どのような積算で横ばいになっているのでしょうか。

【事務局】

雨水工事につきましては、現状の整備の状況によって3億円という額を決めさせていただいて、これは今の整備水準ベースで今後も進んでいくと仮定して金額を入れておりますので、水平に見えますが物価上昇分だけ上がっています。

【委員長】

汚水整備に関しては整備計画をもとに算出をしていて、望ましいというか適切な整備量でシミュレーションしていて、雨水に関しては、望ましいかどうかは置いておいて、現状やってきたことを伸ばしているということですか。先ほどご説明いただいたのは、浸水被害とかも出ている中で、雨水対策に関しては力を入れないといけない、だから力を入れるためには伸ばしている状況ではなくて、変更をする必要があるということですか。

【事務局】

はい。その辺りも含めて、今回の検討という形でお願いしたいと思います。

【委員長】

雨水に関しては、これまでの実績をもとに、物価上昇分だけ伸ばしていて、それは決し

て目標とすべきではないという理解です。ただ汚水に関しては計画があるのでそれを金額に乗せて、凹凸があるのは令和7年、令和9年は増えるということですね。計画に載っているものを金額に落としているので、雨水はこの状況でもいいのか、ということも一つの論点に挙げられると思います。

返済と借入で、返済額を超えないように借入していくというのはどこのルールですか。 ルールではなく、今までそうだったということですか。

【事務局】

市長の公約で、起債残高を増やさない、企業会計、一般会計問わず、将来につけを残さないということです。

【委員長】

起債残高を増やさないということは、借入が起債残高を超えられないという理解で、遵守ということですね。それでは予算が通らない、経営戦略の改定自体もということですね。投資財政計画上は整備計画通りにできるような状況であったとしても、この返済と借入の状況を考えると、実際、この計画通りに進めることは難しいということですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

この場合の返済原資というのは、いわゆる収入と、一般会計からの繰入と、他にどのようなものがありますか。

【事務局】

基本的には収入と繰入金です。

【委員】

借入が返済額を下回るようにしなければいけないというのは、その収入の範囲内の借入しかできないということですか。

【事務局】

収入以上に借入をしておりますが、一般会計の繰入も基準内については認めてもらえる と思います。

【委員】

借入を返済の範囲内にしていかなければいけないということは、要するに、借入をそんなにできない、その返済に収めていかなければいけないということですよね。それか、返済原資をもっと増やしていくということですよね。

【委員長】

返済原資をもっと増やすとなると、例えば使用料を大幅に引き上げるとかでクリアできるのですか。

【事務局】

収入を増やしても、繰入基準というものがありまして、収入が上がると繰入金が下がる というような仕組みがありますので、収入全体はそれほど変わりません。

【事務局】

分流式下水道等に要する経費が、使用料収入に足らない部分を入れるということになりますので、分流式下水道等に要する経費という繰入金がゼロになるまで使用料収入を上げないと、使用料収入が上がった分、繰入金が減る結果になり、全体の収入としては変わらないという状況になります。

【委員長】

少し非現実的な話ですが、どのような導入メニューがあるかというと、一つは、例えば 計画通りにすることを検討するにあたり、ネックとなるのはこの返済と借入です。そこに ギャップが生じています。ギャップを生じさせないために何が必要なのかというと、返済 を増やしていく。借入よりも多くすれば、そこにギャップが生じないので、そこで企業債 も発行するのかわからないですが、企業債残高が増えない。その時には、例えば使用料収 入を返済の原資にするとなると、使用料収入を増やす。ただし、結局増やしてもその分、 一般会計からの繰入金は減ってしまうので、それも超えるということがクリアできるので しょうか。

【事務局】

2倍程度に値上げでしょうか。使用料収入は14億円程度であり、分流式下水道等に要する経費が8億円ぐらいだったと思うのですが、さらにそれを上回るとなると、2倍程度上げないと、より収入を上げるということには繋がらないと考えられます。

【委員長】

2倍に増やしても、投資財政計画の中での人員っていうのは、現状をベースにしている ので、この工事費だとままならないということで言うと、人員を増やしていく必要がある というような理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員長】

計画通りに投資財政計画を実施しても、まずこの返済額を超えない借入金額という条件が一つあり、それをクリアするためには、ざっくりではありますが使用料は2倍以上にしていかないとこの整備計画を進めることができない。

さらには、お金だけの問題ではなく、この工事費だと現在の1.7倍なので、今いる人 員も、この工事を進めるにあたっては、増やしていかないといけない。

そこは投資財政計画上には含めておりませんが、それよりも他が大きい金額なので、それほど大きな影響はないかと思いますが、そういうことをしていかないと、整備計画は進めることができない状況です。その状況についてはご理解いただけるでしょうか。

【委員】

単純に言うと、4ページの借入と返済の線をどうするか。借入が増えて、返済が減っているので、このお金をどうするかということですか。

【委員長】

簡単に言うと、企業債残高が増えていくということなので、まずこれができない状況 で、それをどうすればいいか。メニューとしては、例えば料金を2倍以上に上げる必要が ありますが、現実的に考えるとなかなか難しいのではないでしょうか。

今ある投資計画を進めるにあたっては、そのメニューはあるけれど現実的に考えると少 し難しいのではないでしょうか。

さらに、汚水と雨水も考えると、両方ともを進めることが、この規模ではできないので、バランスが必要になってきます。

いろいろやろうと思えば方法はあるのですが、現実を考えると今ある整備計画を進める にあたっては、難しいことが多いのではないでしょうか。皆さんどのようにお考えになり ますか。

【委員】

大前提として3ページで工事費と委託料の見込が上がっていくということで、令和9年 度までジグザグに急に上がっているのは、2026年度までの経営戦略に基づく形になる のですか。

【事務局】

令和8年度(2026年度)までは、下水道の事業計画がございまして、そこで整備面積が決まっており、その面積をもとに金額を計算しております。令和9年度以降につきましては、残った面積を令和29年度までに整備するという計画の中で、毎年の整備面積を一定とし、具体的には55haとしているため、令和9年度以降は波が起きていません。

【委員】

令和9年度以降は基本的には一緒ですが、物価上昇分だけ若干右肩上がりになっている ということですね。令和6年から8年のボリュームというのは、工事単価の上昇など、特 段加味しているわけではないのですか。

【事務局】

工事単価につきましては、令和元年から令和4年までの単価を参考にして、物価上昇と、それから入札制度の変更がございますので、それらを見込んだ単価を使っております。ジグザグになっておりますのは、その年度の現場状況、面積の増減によるものです。

【委員】

建設工事は単価が相当上がっていますし、2024年問題とよく言われて人工が足りないという話もあって、現実問題としてはもっと上昇するのではないかと思います。この水準ですと、4ページのような借入金の額になるので、これをこのようにしないとなると、リスケジュールというか、もう少しなだらかに期間を長めにとることも一つの検討材料に入るということですね。

【委員長】

令和29年度を先送りするパターンもあるでしょう。より不確実性が高まるのでそれが 良いかはわからないですが。

【事務局】

令和30年度で松阪市の下水道管渠は、耐用年数50年を迎えるものがございまして、それ以降を新規整備ではなく、管更新を行っていくことが考えられます。これは資料がないのですが、平成7、8、9、10年度ぐらいが下水道工事費は多かった時期で、その関係上、一時期に多量の管を設置しているので、平準化を考えて、管更新のことを考えると、この時点で整備計画をやめたほうがいいのではないかという考えです。

【委員】

4ページと5ページの青とオレンジの線は、返済と借入とか雨水と汚水ということで、

金額は別にしてわかるのですが、3ページの見込みと平均というのがよくわからない。それから、6ページの基準内、基準外というのもよくわからないので教えてください。

【事務局】

まず3ページですが、平成30年度から令和4年度までの工事費と委託料の合計額を平均したものを、平均としています。今の人員で可能であろう金額を、投資財政計画で予定している金額との比較をこちらの表で確認いただくために、この資料を作成しております。見込というのは、先ほど説明いたしました投資財政計画で、令和6年度以降、令和29年度までで、供用開始区域図の黄色の全体計画区域をすべて整備するために必要な事業費から出た、毎年の工事費と委託料となります。

【委員長】

供用開始区域図の網掛けがない部分が計画区域で、その区域の整備の目途が令和29年度ということですね。先ほど令和29年度と言われたのは、令和30年度から老朽化の更新などに入るので、新規整備は令和29年度までにしようという計画の中で、それをこの期間において単純に面で割っているので、年間55haで工事費を算出すると、オレンジと青い線の部分にギャップが生じる。しかしそのギャップをどのように考えるかもありますが、まず、今オレンジの線は、平成30年度から令和4年度までの工事費と委託料の平均から出しているので、今の人員体制で工事を実施すると考えると、やはり金額が多くなるということは、それだけそこに人手等が必要なので、それだけのギャップがあるということは、それだけそこに人手等が必要なので、それだけのギャップがあるということは、それだけそこに人手等が必要なので、それだけのギャップがあるということは、それだけそこに人手等が必要なので、それだけのギャップがあるということは、それだけそこに人手等が必要なので、それだけのギャップがあるということは、それは今和30年度からこの網掛けの供用開始区域の部分の老朽化対応なども始まるので、そうするとまた工事費も上がっていく。ということは、やはり対応することも難しい。老朽化対応も、しっかりと実施しないといけないという点では、投資財政計画上は可能であっても、人員の問題と、松阪市が市長の公約にもあるような、企業債残高を増やさないことを念頭に置いていくと、やはりこの計画を実施することは難しいのではないかと、私自身は思いますが、皆さんはいかがでしょうか。

これらの資料も詳しくご覧いただいて、今回の問題提起を理解していただくのに、少し 時間が必要かと思いますので、皆さんお持ち帰りいただいて、ご質問等や疑問点あれば、 改めて事務局にご依頼いただければと思います。

次に6ページの基準内、基準外についてはいかがでしょうか。

【事務局】

毎年総務省から、下水道・水道・病院等の会計に対して、使用料収入と費用の間で、一般会計が費用を負担できる基準についての通知が出ております。それが基準内繰入金といい、一般会計の負担で企業会計が事業を行えるというものです。ただ、それでもなお、経

営が成り立たない部分がございますので、そこに対して一般会計からもらえるお金というのを、基準外繰入金としてもらっているということです。先ほど少し説明させていただいた赤字補てん的なものと考えていただけると、一番簡単かと思います。

【委員長】

一般会計部門には、市民全員からの税金が投入されているわけですので、むやみやたらに下水道事業に投入することは、水道事業や病院事業もそうですが認められていない。ただし、いろいろな事情もありますし、インフラもそうですが、市民の税金を使うということが許容される事業もあるので、一定のものを超えた分に関しては、一般会計からの繰入が認められますが、逆に言うと、基準内の繰入以外本当は認められないですが、いろいろありますので、認められているということです。その辺りについては、次回の資料で追加していただきますようよろしくお願いします。

その他、皆様から資料等の要望があれば事務局にお伝えください。

【委員長】

続きまして事項書6のその他にいかせていただきます。その他について事務局から何か ございますか。

【事務局】

本日は、ご議論いただきありがとうございました。事務局からの連絡事項としまして、本会の開催についてです。検討会は本日を含め年3回です。次回以降開催日は12月26日火曜日午後、2月8日木曜日午後を予定しております。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。すべての事項が終わりましたので、本日の会議はこれで終了を させていただきます。進行の方を事務局の方にお返しさせていただきます。

【事務局】

皆様、長時間、どうもありがとうございました。以上で、令和5年度第1回松阪市上下 水道事業経営等検討会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。ありがとうござ いました。